

## (6) 学校再開に向けての取り組み

### 児童生徒等、教職員の被害状況の確認

- 児童生徒の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、児童生徒等の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

### 家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内被災状況を確認する。

### 学校施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒

○災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。  
○ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。  
○灯油保管所等を確認する。  
○校舎内へ浸水があった場合には、清掃、消毒を実施する。

### 通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバスの確保

○通学路の安全を確保し、危険箇所について関係機関へ連絡する。  
○公共交通機関再開の目途を確認する。  
○状況によってスクールバスの使用について検討する。

### 教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配置
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)

○当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。  
○教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。  
○スクールカウンセラーと連携し、心のケア対策を講じる。  
○マスク対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭が行う。

### 避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立ち入り制限区域の明示

○学校施設が避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

### 給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

○給食業務が早期に再開できるように関係機関との連携を図る。  
(簡易給食の手配、栄養のバランス等)

### 看護師の対応

- 手配できる看護師の人数の確認

○看護師による医療的ケアや応急処置などがすぐできるようにする。  
(看護師の手配、人数等)